



平成 21 年 11 月 18 日

各 位

会社名 株式会社 ニックス  
代表者名 代表取締役社長 青木伸一  
(JASDAQ・コード4243)  
問合せ先 取締役管理本部長 先本孝志  
電話 045-221-2001

#### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成21年11月18日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年12月19日開催予定の第79期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 提案の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

① 決済合理化法附則第6号第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定および株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第7条、第8条第3項、第9条)ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法にかかる事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。

② その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

(2) 経営体制の一層の強化・充実を図るため、現行定款第13条(招集権者および議長)および第22条(取締役会の招集権者および議長)について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
<p><u>第7条（株券の発行）</u></p> <p><u>1. 当社は株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元株未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>第8条（株主名簿管理人）</p> <p>1. 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿</u>は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、<u>株主名簿、株券喪失登録簿</u>および<u>新株予約権原簿</u>への記載または記録、<u>株券の交付、株券喪失登録、</u>その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第9条（株式取扱規則）</p> <p><u>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿</u>および<u>新株予約権原簿</u>への記載または記録、その他株式、新株予約権に関する取扱および手数料ならびに株主の権利行使の手続きは、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(削除)</p> <p>第7条（株主名簿管理人）</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第8条（株式取扱規則）</p> <p>株主名簿、新株予約権原簿への記載または記録、その他株式、新株予約権に関する取扱および手数料ならびに株主の権利行使の手続きは、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

<p>第10条—第12条（条文省略）</p> <p>第13条（招集権者および議長）</p> <p>1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長</u>が招集する。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては<u>取締役社長</u>が議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>第9条—第11条（現行どおり）</p> <p>第12条（招集権者および議長）</p> <p>1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役</u>が招集する。<u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順序の代表取締役</u>が株主総会を招集する。<u>代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2. 株主総会においては<u>代表取締役</u>が議長となる。<u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順序の代表取締役が議長となる。</u><u>代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p>
<p>第14条—第21条（条文省略）</p> <p>第22条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p>第13条—第20条（現行どおり）</p> <p>第21条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。<u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順序の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u><u>代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>
<p>第23条—第39条（条文省略）</p>	<p>第22条—第38条（現行どおり）</p>

(新設)	<u>附則</u>
(新設)	<u>第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u>
(新設)	<u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除する。</u>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 12 月 19 日 (土曜日)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 12 月 19 日 (土曜日)

以上